

空き家活用定住促進事業補助制度

定住のために北広島町空き家情報バンクに登録されていた物件を購入して、居住のための増改築工事をされる場合、工事費の一部を補助します！



【対象者】以下のすべてを満たすこと

- ①交付申請時49歳以下の方
- ②空き家情報バンク登録物件を取得して1年以内の方 ※3親等以内の親族から取得した方は除く。
- ③世帯全員が市町村税等の滞納がない方
- ④地域のコミュニティ活動に積極的に取り組むことができる方
- ⑤世帯全員が暴力団員等ではないこと。

【補助金交付要件】以下のすべてを満たすこと

- ①補助金交付決定後に着工し、交付決定日の属する年度末までに工事が完了すること。
- ②工事費が税抜100万円以上であること。
- ③居住のために必要な増改築であること。
- ④増改築施工業者は町内事業者であること。

【注意事項】

- 国・県その他公共団体等の他の補助金との併用はできません。
- 以下の費用は補助経費対象外です。
 - ・新築工事
 - ・解体のみの工事
 - ・外構工事
 - ・据置式倉庫やカーポートの修繕または取付工事
 - ・什器、備品類の購入費
 - ・設備の取替のみの工事
 - ・公共工事に伴う補償対象となる工事
 - ・対象者以外の方と共有持分の場合、事業経費のうち、対象者以外の方の持分割合に相当する額

申請方法など詳しくはホームページをご覧ください！

【問い合わせ先】

北広島町役場 まちづくり推進課 地域づくり係



ホームページへアクセス！

